特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税・配送料込み)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 (2024年) **12**月 **3** R

No. 16276 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明推 谁 協 会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虚ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

目 次

☆ラテンアメリカにおける商標保護(4・完)(1)

☆「春宵一刻」家康は何故鎖国を選んだのか(7) ☆オンライン知的財産セミナー(最近の商標審判決における

識別力・類否判断の傾向に照らした自社商標保護の図り方)

ラテンアメリカにおける商標保護(4・完)

オハム・ブルリッチ・フランツバウム法律事務所(Oiam Bullrich Flanzbaum)

弁護士 ラケル・フランツバウム (Raguel Flanzbaum)

訳者:高橋雄一郎法律事務所/高橋林アンドパートナーズ

弁理士 望月尚子

はじめに

第4回は、ラテンアメリカにおける商標の適切な 保護を得るための主要な問題をハイライトすること を目的とした本稿の最終回である。

第4回は、第3回に引き続き、第1回及び第2 回で述べた事項を念頭におき、ラテンアメリカにお ける商標の保護を検討するにあたり考慮すべき事項 をよくある質問と回答という形式で述べる。最後に、

ラテンアメリカにおける商標の適切な保護を得るた めに考慮すべき事項をまとめたので、参考にしてい ただけたら幸いである。

登録商標はいつ更新可能であるか?使用 宣誓供述書を提出する必要があるか?猶予 期間はあるか?

商標は、10年ごとに無期限に更新することができ

弁理士法人 弁理士法人I

代表社員 所長◎*弁理士 伊東 忠重 弁理士 中槇 利明 副所長 所長代理 弁理士 杉山 公一 所長代理 商標部長 * 弁理士 小林恵美子 弁理士 青木 一郎 弁理士 川畑 洋平 弁理十 田口 雅洋

弁理士 水上 大義 弁理士 高岡 正之 * 弁理士 佐々木 誠 * 弁理士 押鴨 涼子 弁理士 松田奈緒子 弁理士 上野あずさ 中国弁理十 羅

長 * 弁理士 伊東 忠彦 弁理士 藤村 直樹 弁理士 岩下 弁理士 坂井 樹弘 弁理十 鈴木 直子 弁理士 太田早紀子 弁理十 猪俣 宏史 弁理士 本田 幹腊 弁理士 金子 弁理士 島村 弁理士 井坂 MI 弁理十 清水 献 弁理士 山口 正博

韓国弁理士 柳

光熙

副 所 長 〇弁理士 吉田 千秋 副所長 弁理士 新井 所長代理 *弁理士 石川 滝治 弁理士 松本 晃一 弁理士 岡本 恵介 弁理士 菊池 陧 * 弁理十 小野 亨 弁理士 請園 信博 弁理士 酒井 俊尚

* 弁理士 柳町亜友美 弁理士 林 正樹 弁理士 畠山 一敏光 米国特許弁護士 マーク・リー

旧 伊東国際特許事務所 副 所 長 *弁理士 石原 降治 副所長 弁理士 渡辺 直満 特許係争・調査部長 弁理士 新川 圭二 弁理士 中村 弁理士 礒部 公志 弁理士 永坂

均 弁理士 森田 展弘 弁理士 西出 康司 弁理士 佐藤 弁理士 山下真由美 弁理士 佐藤 雄史 * 弁理士 横山 照夫 中国弁理士 張 小珣☆

副 所 長 *弁理士 横山 淳一 所長代理 弁理士 川村 雅弘 弁理士 木村 恭子 弁理士田村 猛郎 * 弁理士 佐藤 清志 弁理士 茂野 弁理十 稲

綾子 * 弁理士 野崎 圭子 弁理士 川崎 弁理士 藤田 弁理士 秋元 正哉 弁理十 西村 祐亮 中国弁理士 塗 琪順☆

暗

米国パテントエージェント ヘンリー・ロ 弁理士 山口 昭則 問 弁理十 川崎 芳孝 *付記弁理士(特定侵害訴訟代理) ◎米国パテントエージェント(登録) ○米国パテントエージェント(合格) ☆出向受入

IPUSA PLLC 米国特許弁護士 ハーマン・パリス 米国特許弁護士 有馬 佑輔 米国特許弁護士 加藤奈津子 Beijing IPCHA 中国弁理士 李 中国弁理士 董 海龍 〒100-0005 東京都干代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル16階 TEL: 03 (5223) 6011 E-Mail: itohpat@itohpat.co.jp URL: https://www.itohpat.co.jp